

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和5年 6月 26日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第56号 安芸高田市不法投棄防止条例

(2) 議案審査【産業部】

①議案第57号 安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例

②議案第58号 安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止する条例

(3) 所管事務調査【産業部】

①有害鳥獣対策に関する事

(4) 議案審査【建設部】

①議案第59号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(5) 所管事務調査【建設部】

①空き家対策に関する事

②多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について

(6) 報告事項【建設部】

①し尿収集手数料の改定について

3、陳情・要望等審査

(1) 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

4、その他

(1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	新 田 和 明
委員	武 岡 隆 文	委員	石 飛 慶 久
委員	山 本 優	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（17名）

市 長	石丸 伸二	副 市 長	米村 公男
市 民 部 長	内藤 道也	産 業 部 長	森岡 雅昭
建 設 部 長	河野 恵	社 会 環 境 課 長	若狭 孝祐
地 域 営 農 課 長	稲田 圭介	商 工 観 光 課 長	松田 祐生
管 理 課 長	神田 正広	建 設 課 長	登田 晃
下 水 道 課 長	佐々木 宏	商 工 観 光 課 課 長 補 佐	小野 光基
社 会 環 境 課 環 境 生 活 係 長	藤本 崇雄	地 域 営 農 課 営 農 支 援 係 長	国 広 康徳
地 域 営 農 課 農 地 利 用 係 長	佐々木 覚朗	管 理 課 住 宅 係 長	逸 見 寿教
下 水 道 課 業 務 係 長	田 中 要		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	毛利 幹夫	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
総 務 係 長	日野 貴恵	主 事	實 村 峻



午前10時00分 開会

○山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより第5回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております日程のとおり、4件の議案審査、3件の所管事務調査、1件の報告事項、1件の陳情・要望等の審査を行います。

議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長 本日は、4件の議案審査と3件の所管事務調査があります。

不備の指摘から1年半もかかりはしましたが、過ちを認め、ただされたことは、大きな前進であると捉えています。

もっとも、最後の報告までなされなければ、意味がありません。しっかりと職責を果たしていただくよう求めます。

では、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○山根委員長 それでは、議事に入ります。

これより議案審査を行います。

議案第56号「安芸高田市不法投棄防止条例」の件を議題といたします。執行部より説明を求めます。

若狭社会環境課長。

○若狭社会環境課長 それでは、議案第56号の説明をします。

まず、説明資料で説明しますので、そちらのほうを御覧ください。

初めに、制定の目的です。市では、現在も不法投棄防止への取組を行っていますが、不法投棄問題の解決には至っていません。

廃棄物の不法投棄防止について、土地所有者及び地域住民が関心を持ち、市と連携して、不法投棄を未然に防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として、条例を制定するものです。

次に、条例の内容です。主なポイントを四つにまとめています。

初めに、1、「市の責務を規定」です。

市は不法投棄を未然に防止し、土地所有者または地域住民と連携協力を行うため、不法投棄防止に関する広報や地域住民が行う環境美化活動への支援、重点警戒区域のパトロールの実施などを行うことについて、規定しています。

次に、2、「土地所有者等の責務を規定」です。

土地所有者等は、柵などの設置や草刈りなど、不法投棄防止対策の実施、不法投棄廃棄物等を発見した際は、情報提供に努めなければならないことを規定しています。

また、不法投棄した者に対し、不法投棄された廃棄物の撤去を求め、または、自らの責務において撤去しなければならないと、廃棄物の処理方法についても規定しています。

次に、3、「立入調査の実施」です。

市職員は身分を証する証明書を携帯し、不法投棄がされたと認められる土地または建物に立ち入り、不法投棄者を特定する上で必要な調査ができることを規定しています。

なお、土地所有者が立入りを拒否した場合は、立入調査は行いません。次に、4、「情報提供者への報奨金の支給」です。

市へ提供した情報が、警察が捜査を行うに際して、不法投棄者の特定につながる内容であった場合には、市は通報者に報奨金を支給することができることを規定しています。

報奨金の額は別途規則で定めますが、他市町の状況や事業効果を考慮して、1万円とする予定です。

なお、件数については、年間10件を見込んでいます。

次に、施行期日です。

条例制定の周知を考慮し、令和5年10月1日としています。

次に、議案書の1ページをお願いいたします。

第1条では目的を規定し、第2条では条例で使用する用語を定義しています。第3条では市の責務を、2ページの第4条では土地所有者等の責務を規定しています。第5条では立入調査について、第6条では報奨金について規定しています。

3ページの第7条では、条例施行に必要な事項は規則へ委任することを規定しています。

最後に、附則です。

この条例の施行期日を令和5年10月1日からとしています。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 まず、この条例をしなくてはいけないということは、非常に寂しいことですが、しなくてはいけない状態だということで、今、説明ございましたので、それはあれですが、まず、奨励金ですよね。1万円を出すということは、他市で比較し、聞いていうことですが、それ以上でもあるし、寂しいということでもあるんですが、その点、他市はどういうとこか、1万円ぐらいだったりいうて、今、説明を受けたんですが、そのちょっと調査いうのをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○山根委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

若狭課長。

○若狭社会環境課長 広島県では、類似の条例はございません。安芸高田市が初めてとなります。

全国的には二十数団体ありますが、多いものが、1件当たり1万円という調査結果でした。そのため、当市においても、1件当たり1万円ということを考えております。

以上です。

- 山根委員長 他に質疑はありませんか。
武岡委員。
- 武岡委員 今回の条例制定ということではありますが、本市における不法投棄の現状ですよね。これはどういう、今、現状なのかということ、ちょっとお聞きしたいんですが。
- 山根委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
若狭課長。
- 若狭社会環境課長 回収量で申しますと、2021年度、一昨年がきれいセンターに持ち込まれた不法投棄のごみの量として、約1.6トン、昨年度、2020年度は3.6トンです。
なお、一昨年はコロナがひどくて、不法投棄の、例えば公衛協でのパトロールなども回数が少なかったという経緯がありますので、1.6トンということですが、どちらかというと、昨年度の3.6トンというのが、ごくごく平均的な数値ではなかろうかと考えております。
以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田委員。
- 新田委員 武岡委員の質疑に若干、ちょっとかぶると思うんですが、例えば、私有地にそういった不法投棄された場合、瓶とか缶とかペットボトルとかあると思うんですが、例えば、土とか泥が入ったのは、これは土地の所有者が清掃して、それで初めてごみとして捨てられるという状況の判断になるんですかね。これ、ちょっと質疑をお願いします。
- 山根委員長 答弁を求めます。
若狭課長。
- 若狭社会環境課長 きれいセンターで処理していただくことになります。
きれいセンターに搬入される際には、先ほど委員、おっしゃったごみ、あるいは泥とかがついていたり、内容物、液体が入っているようなものは、できるだけ取って、きれいセンターのほうに持ち込むというのがルールになっております。
なお、民法上、土地の所有者がその責任として、土地の安全な状態を確保する民法上の義務がありますので、本人がという形が原則となっております。
以上です。
- 山根委員長 新田委員。
- 新田委員 であるならば、例えば不法投棄禁止とか、不法投棄をしないでくださいとか、そういった、例えば立て看板とか、そういったのも土地の所有者がつくっていくということですかね。
- 山根委員長 答弁を求めます。
若狭課長。
- 若狭社会環境課長 基本的には、そういう形にはなりますが、ただ、現実問題難しい部分もあります。

実際、市のほうで不法投棄を防止する看板も、以前は作成して配布をしておりましたが、もう在庫がないので、今現在はお配りしてないような状態ではありますが、こういう文言で、これぐらいの看板をつくってほしいというような御依頼があった場合には、パウチで所有の民有地につけられるような看板もつくって差し上げている状況はあります。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 もう1点、たとえ、今、答弁されたように、3.6トンの在庫あったいうことですが、たとえ、これを処理費、あつこへ持って行って処理費に変えたら、その処理費に何ぼぐらいのお金がかかってるんかないのを知りたいんです。それは一トンにつき何ぼいうんが、規定があると思うんです。それは分かりますでしょうか。

そういうことを住民にお知らせするいうことが、すごく大事なんではない、もとの不法投棄をなくすには大事なことと思うんですが、大体、3.6トンいうのを処理するいうたら、どのぐらいものがかかるのかなと思うんですが、それを教えてください。分かれば。

○山根委員長 答弁を求めます。

若狭課長。

○若狭社会環境課長 燃えるごみ・燃えないごみで処理の手数料、費用は変わってくるんですが、不法投棄の場合ですと、ほぼほぼ、燃やすごみになってきたりしております。あるいは、大型ごみも当然入ってきますので、一律には言えませんが、トン当たり1万円から2万円というコストがかかってまいります。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本委員 不法投棄の総数は分かるんですが、何件ぐらいで、このぐらいあるんですか。認定ケースとしたら。

○山根委員長 答弁を求めます。

若狭課長。

○若狭社会環境課長 全ての件数を、実は把握してはおりません。直接個人がきれいセンターに、個人の土地として持って入られるようなものもありますので、そこらまでの件数というのは、申し訳ありません、把握しておりませんが、決して以前から減ってはいないという状況があるのは間違いないので、それで今回の条例の制定としております。

以上です。

○山根委員長 山本優委員。

○山本委員 今の説明だったら、地元の人が自分で全部やっとならということ、条例つくっても、個人で全部やっとならだったらこれ、市として、認定件数として、どういうふうにやって、それを、報奨金を払う規定の最低

の基準ですよ。そこらはできんのじゃないか。できるんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

若狭課長。

○若狭社会環境課長

そのために、廃棄物の不法投棄者が特定される有益な情報を市に伝えていただいた場合に、1万円の報奨金を出すということで、それをできる限り利用していただければということで、広報も考えているところです。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本(優)委員

ということは、市民が全部報告しなきゃいけないということですね。

○山根委員長

若狭課長。

○若狭社会環境課長

軽微な、量の少ないごみについては、そこまでは伝えませんが、できる限り不法投棄者の特定につながるような情報を通報していただきたいというのは、市の願いではあります。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本(優)委員

特定ができなかった場合は、どうするんですか。

○山根委員長

若狭課長。

○若狭社会環境課長

特定ができなかった場合には、先ほども少しお伝えしましたが、土地の所有者が清潔を保たねばならない、あるいは民法上の義務がありますので、基本的には、個人、所有者が廃棄物を取っていただくという形になります。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

先ほどの報奨金の関連で、ちょっとお尋ねします。

先ほど、二十数団体、全国であって、件数的に、1万円を報奨金とするという団体が多いので、それを採用したということですが、ほかの事例では、作為者による原状回復があれば、加算1万円っていう市町もあったと思うんですが、それを採用されなかった。業者を選んで、そちらを優先にしたというのは、どういった観点で選ばれたんですか。ただ単に、数が多いから、1万円だけのを報奨にしたのかどうか、その辺をお尋ねします。

○山根委員長

答弁を求めます。

若狭課長。

○若狭社会環境課長

おっしゃるとおり、原状回復が確認されたものについて、1万円を加算という自治体も、確かにございました。

調査の結果、あったんですが、実際にはこちらが把握している限りでは、その1件、1団体と認識をしております。

1件当たり1万円というところが、何件もあったので、一番多い自治体に合わせたというのが状況ではあります、あくまでかづけとして、こ

の1万円が報奨金として支給されることによって、不法投棄の早期発見、通報がなされることが円滑に回ればよいというふうと考えての金額として、設定をしております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第56号「安芸高田市不法投棄防止条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第56号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時19分 休憩

午前 10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、産業部に係る議案審査を行います。

議案第57号「安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 それでは、説明のほう、させていただきます。

本案は、安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例を制定するものです。

説明資料のほうをつけております。

説明資料、1ページをお願いします。

提案理由ですが、経緯といたしまして、開業当初より普通財産として運用し、賃貸借契約を商工会と結び、運営しておりました。

開業当初は、高宮町商工会、その後、商工会の合併後は、安芸高田市商工会が運営を引き継ぎ、現状に至っております。

この間、賃貸借料を市に納めていることから、行政財産での運営が適正であると判断し、このたび条例を制定することに至りました。

建物の概要は、御一読いただければと思います。

説明資料、2ページをお願いします。

条例を制定する範囲ですが、共用部の120.05平方メートルとテナント部分284.56平方メートル、合わせて404.61平方メートルでございます。
議案4ページをお願いします。

使用料の上限につきましては、市内及び隣接の類似施設を調査いたしまして、月額、平米当たり2,140円以内で制定します。

向原駅地場振興センターラポートの条例制定と同様の金額になります。
なお、この条例は、令和5年7月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

- 山根委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。
新田委員。
- 新田委員　ただいま御説明をいただいたんですけども、何でこのタイミングで条例設置をされるかっていうところを1点、まず伺います。
- 山根委員長　答弁を求めます。
松田課長。
- 松田商工観光課長　今回、提案させていただきましたのは、このパストラルですが、条例がなかったという状況でございます。
いち早く、この条例を制定させていただきまして、適正に管理をしていきたいということで、このタイミングで条例のほうを制定させていただければというふうに考えておるところでございます。
以上です。
- 山根委員長　ほかに質疑ありませんか。
新田委員。
- 新田委員　先ほど、別表の説明がありました。パストラルがラポートと一緒にということで、使用料1平米当たり2,140円以内ということで、御説明いただきました。
ということは、今までどおりの家賃で考えてよろしいかというところなんですけど、その辺、ちょっと説明があれば。
- 山根委員長　答弁を求めます。
松田課長。
- 松田商工観光課長　現段階では、これまでどおりの使用料・賃貸借料で進めていくというふうに考えております。
以上です。
- 山根委員長　ほかに質疑はありませんか。
石飛委員。
- 石飛委員　月額の使用料ですよね。1平米当たり2,140円以内と。類似施設等を調べて、金額を制定されたと言いますが、最大2,140円ってということですかね。
- 山根委員長　答弁を求めます。
松田課長。
- 松田商工観光課長　安芸高田市内、また、近隣の市町、そういった施設の調査をさせていただきまして、最大で2,140円になります。

以上です。

○山根委員長

石飛委員。

○石飛委員

最大が2,140円ということですが、テナント料、こういった使用料を算出するときには、不動産鑑定評価をしたりして、土地の価格建物の価値、そういうものを判断して値段が出てくると思うんですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

おっしゃるとおり、そういった不動産関係であるとか、そういったところも必要になってくると思います。

実際に金額を今後、上げていく段階になれば、そういったところも要るんじゃないかというふうに考えております。

現状につきましては、周りの8施設を確認させていただきまして、現状の2,140円ということになっております。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

石飛委員。

○石飛委員

今後、そういう不動産鑑定の今後の課題だというようにお答えがあったと思うんですが、ちなみに、参考に申し述べたいんですが、このパストラルの周辺の公示価格が1平米当たり3,815円という単価が、公示価格が示されています。その辺で多分、8施設の中で検討されるんだろうと思いますが、ずばり、今、幾らでお貸ししてるんですかね。

○山根委員長

答弁を。

松田課長。

○松田商工観光課長

現状でございます。1平米当たり350円で賃貸借契約のほうしております。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

これ、設置及び管理条例を制定していなかったということなんですけども、一応、全部見直しをされて、今後はもうこういう事例はないという判断をしておいてよろしいでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

今、ほかの施設等々、調べておりますが、現状、ここができていなかったということでございます。

今後、そういったことがないようになると思いますし、商工のそういった施設につきましては、全てこの条例でそろえるということでございます。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第57号「安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パ
ストラル設置及び管理条例」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと
決しました。

以上で、議案第57号の審査を終了いたします。

次に、議案第58号「安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例
を廃止する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 本条例は、高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止するものとな
ります。

説明資料を御覧ください。

条例を廃止する高宮青空市湯の森店は、農産物の販路拡大や都市交流
による産業の活性化を図るため、1991年、平成3年度に旧高宮町におい
て、町単独事業として建設したものです。

これまで高宮湯の森運営協会に指定管理をしておりましたが、昨年8
月に運営者が撤退され、休業としておりました。

指定管理者とも協議し、新たな運営者も見当たらないとのことで、条
例の廃止をいたします。

なお、今後は普通財産として譲渡可能な施設として、要望を聞いてま
いります。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 屋外トイレが使い勝手がいいというのは聞いてたんですが、その辺が、
もし今後、普通財産になるに当たって、何か変わった形で展開されるか、
何かそういった考えがあれば伺います。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 屋外のトイレについては、現在、湯の森のほうでも管理ができないと
いうことで、使用不可という形でバリケードを張って使えなくしてお
ります。

今後につきましては、もし、そこが譲渡可能な部分で譲渡者が運営す
るとなると、使うことができる施設になると思いますが、現在のところ
では使用はできません。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第58号「安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止する条例」の件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第58号の審査を終了いたします。

次に、所管事務調査を行います。

「有害鳥獣対策に関すること」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 それでは、説明資料に沿って御説明させていただきたいと思えます。

1、(1) 捕獲実績ですが、昨年度は鹿3,076頭、イノシシ1,988頭となりました。

被害額については、全体として軽減を図ることができました。

なお、銃器・わなでの捕獲割合ですが、約8割がわなでの捕獲となっております。

(2) 昨年度の対策実績です。

①国庫補助事業を活用して罾を各種導入したことで緊急捕獲事業とありますが、捕獲個体を食肉処理施設に持ち込まれたものをこの事業の対象としたものとなります。

②鳥獣対策アドバイザーは、被害相談に対して、現場に出向き、助言等を行った活動となり、165か所に出向きました。

③市単独補助事業の実績となります。

イノシシ対策モデル事業では、継続の向原千日地区と、新規で高宮上式敷地区での被害軽減対策を行い、被害の軽減を図りました。

この成果を活用した形として、地域で捕獲檻を導入して、捕獲者と協力して捕獲活動を行う事業を推進していきたいと思っております。

(3) 2023年度の実績として、①国庫補助事業を活用した取組として、通信機能つきカメラの5台の導入と、4地区の防護柵の設置事業を行います。

②市単独事業の、昨年度からの継続と、イノシシ対策として、効率的な捕獲方法の提案を受けていますので、この実証実験を行っていきます。

③関係団体からの要請等による捕獲事業に積極的に取り組みます。

2、ジビエ及びペットフード事業の取組状況として、(1) 昨年度の成果として、販売・搬入・取引先の状況を提示しております。

昨年度は、これまでの最高額の販売額に達することができました。

(2) 現状と課題ですが、捕獲個体の処分について、今のところ、食肉に供するため、ジビエでの活用のみとなっております。

全ての受入れが理想であり、ほかに処分する方法を検討していかなければいけません。

処理個体数が現在の施設の処理能力に近づいており、施設の改修・移転等の検討が必要になっています。

最後に、これまでの取組を検証した中で、捕獲個体の処分に係る体制の構築と、地域資源の活用を目的としたジビエ振興の構築について、すみ分けを行って、さらに検証してまいりたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 先ほど御説明いただいたとおりで、上式敷地域を先進地ということで認定いただきまして、大変ありがとうございます。

私も毎朝、今、5時から地域を見守りという形で、また、歩きながら、車で移動しながら、点検等々をさせていただいています。

残念ながら、箱わなが、もうある程度、鳥獣たちが認知して、置いた途端に近寄ってこないという現象も、もう現れてきていますので、その辺も含めて、また新たな試行錯誤がちょっと必要かなと思われるので、また、それも含めて、何か次、ここでは書いてないことで、もし、検討事項がもしあれば、答弁いただければと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 先ほど、説明しましたが、イノシシ対策の新たな捕獲の提案を受けております。

これを今の上式敷地区で実施して、検証を図っていきたいと思っています。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 今の答弁で、新たな効率的な見ておられます言われたんですけど、例えば、どういう効率的なのを今、提案を受けていらっしゃるんですか。同じことを繰り返すんじゃないと思うんですが、効率的なイノシシの、見ておられると言われましたが、具体的には、御存じですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 アドバイザーからの提案という形なんですけど、今のところ、通称でイノシシホイホイとかいう名前を聞いておりますので、柵にサークル状に

ネットを張って、そこにどういう感じが分からんですけど、イノシシがばんばん入ってくるという形なんですけど、ちょっと内容的なものを、私らもまだ不明なので、これを検証していければと思っています。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
以上で、有害鳥獣対策に関することの調査を終了いたします。
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時38分 休憩

午前 10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
これより、建設部に係る議案審査を行います。
議案第59号「安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。

神田管理課長。

○神田管理課長 本案は、駐車場使用者のニーズに応じた適切な対応ができるよう、使用区分や用語など、所要の改正を行うものです。

資料1を議案とともに御覧ください。

第4条では、駐車できる車両を適切な表現に改正します。道路交通法と道路運送車両法では、同じ普通自動車という表現であっても、その定義は異なります。車両の区分について、資料2を御覧ください。

資料2の上段が道路運送車両法、下段が道路交通法です。

特に普通自動車・自動二輪車・原動機付自転車の区分が異なることが分かります。

条例改正前は上段の道路運送車両法に準じた表現となっていたため、大型バスのような車両が使用可能とされており、また、いわゆる原付二種の記載がないという状態でした。

そこで、下段の道路交通法に準じた適切な表現に改正します。

資料1と議案に戻りまして、2の第17条と3の第21条は、禁止行為と損害賠償の対象者の表現を改正します。

改正前は、禁止行為などが駐車場使用者だけに限定されていた表現となっていたため、何人も禁止行為等の対象となるよう改正します。

第24条は、字句等の整理でございます。

そして、5番の別表は、駅の駐車場を月極・一時利用・一時使用のどちらにも活用できるように改正するものです。これによって、月極区画が満車となった場合には、一時使用の空き区画を活用するなど、駐車場の需要に応じた対応を可能とします。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第59号「安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第59号の審査を終了いたします。

次に、所管事務調査を行います。

「空き家対策に関すること」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

神田管理課長。

○神田管理課長

空き家対策に関する所管事務調査について、説明します。

資料1を御覧ください。

まず、調査内容の1です。

2016年度、平成28年度から2020年度、令和2年度までの（1）執行状況は御覧のとおりです。

計画開始以降、4事業ともおおむね増加傾向です。

課題としては、空き家解体について、ここには「伸び悩み」としてあります。老朽空き家約700戸が存在する状況にあっては、もっと解体が進むべきと考えています。

次に、調査内容の2です。

まず、2の1の空き家等対策計画の2021年度・2022年度の執行状況と課題は、資料のとおりでございます。

2020年度とほぼ同じか、やや増加傾向と言えます。

空き家バンクの登録数と成約件数は県内のトップクラスであり、解体も増加していることから、この期間に限って言えば、「課題はない」としてあります。

次に2の2、空き家購入補助金についてです。

2021年度までの実績は、資料のとおりです。

この空き家購入補助金を交付された人は、改修工事補助金を受けることもできます。

空き家購入者の多くは改修工事も必要となりますから、同一の空き家に関して2種類の補助金を交付する事案が多くなります。

購入補助金を廃止して、改修の支援を充実させたほうが、幅広く空き

家活用に有効であると考え、空き家購入補助金を廃止しました。

次に、2の3、空き家情報バンク事前登録制度です。

この事前登録制度は、自分の家が将来、空き家になったら、空き家情報バンクに登録したいという意思を、空き家になる前に表明するという制度です。

次に、3の空き家対策計画の期間延長と今後の方針です。

当計画は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の制定がきっかけで策定しました。

当初の5年が経過しても、空き家が増え続けている現状に変わりはありませんから、期間を延長して、引き続き対策を講じることとしました。

今後は、空き家特措法の改正や現状分析に基づき、必要な見直しを行いながら、継続して取り組む方針です。

最後に、4の空き家解体後の固定資産税の取扱いです。

空き家に限らず、住家が現に建っている敷地の土地には軽減措置があります。解体後は、その軽減措置がなくなります。

なお、建物には軽減措置はございません。

以上で、空き家対策に係る説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本委員 空き家と空き家解体後の固定資産税の取扱いについてですが、解体後は軽減措置がなくなりますということは、逆に高くなるということですよ。そうすると、やっぱり解体する意欲はなくなるんじゃないかと思うんですが、その辺の対策については、何か考えはないですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

神田課長。

○神田管理課長 その点は、懸念している部分ではございます。ただ、高くなるといっても、元に戻るといいますか、今がざっくり言いますと、6分の1に軽減されているものが元に戻る、土地がですね、という状態ではあります。

その軽減を仮にすると、何年間軽減すべきか。もうずっとするというのも適当ではないと思いますので、そういったことも考えて、検討したいと思います。

ただ、今、空き家特措法が改正されて、特定な危険空き家については、いろいろ条件はございますけれども、減免措置というよりも、さらに上乘せするような対策も考えられておりますので、その辺も含めて、法令等も参考にしながら、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今の内容みたいなものをね、やっぱり空き家の所有者にしっかりと情報を提供するような対策を取らないと、やっぱり前に進まないんじゃないかと思うので、その辺のことについては、いかがですか。

○山根委員長 神田課長。

- 神田管理課長　　今も空き家専門スタッフというのがございまして、その人らを通じて、あるいは文書で、随時、解体なり管理などのお願いをしているところでございます。
- 以上です。
- 山根委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 金行委員。
- 金行委員　　空き家ですよね、空き家は本日の不法投棄56号と合致するんですが、空き家のところへは不法投棄があるように考えられるんですよ。
- 今、説明あったように、空き家のときの事前登録バンクとかいうときの説明をされるということが行われるということで、それを兼ねての、不法投棄になっていけないということも説明の中に、重点を設けて説明をする必要があると考えるんですが、その点はどう考えておられますか。お聞きします。
- 山根委員長　　答弁を。
- 神田課長。
- 神田管理課長　　まず、事前登録制度というのは、将来、空き家になるかもしれない、その空き家になったときに、これを情報バンクに登録するかどうかの意思決定の部分ですので、空き家になったときの不法投棄とか、空き家になったら、管理はきちんとしてくださいねというお話はしますけれども、そこまでのお話まではしてはおりません。
- ただ、空き家全体について、不法投棄と言えるかどうかという問題はあると思うんです。家の持ち物ですので。ただ、管理はしていただきたいというお願いはしておるところですし、苦情も入りましたら、その都度、随時お願いをしているところでございます。
- 以上です。
- 山根委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 宋戸委員。
- 宋戸委員　　この安芸高田市においても、人口減少が激しい状況の中で、私が見て回っても、空き家がどんどん増えているんですね。これは、こういう制度を新しくどんどんつくっていただいて、大変結構なことなんですけれども、とても間に合いそうにないような現状にあると思います。
- この空き家対策について、今後、どのような手法をもって、将来、補助金は出すのは、本人が申請せな、駄目ですよ。ですから、それを行政指導として対応していくっていうような、もうちょっと強い姿勢というのは考えられないのでしょうか。
- 以上です。
- 山根委員長　　答弁を求めます。
- 神田課長。
- 神田管理課長　　先ほども、特措法について触れましたけれども、特措法が改正されて、さらに今までよりも強く指導ができるようになってまいりました。例えば、今の解体の行政代執行とか、そういうことも、これからも踏ま

えながら、検討していきたいと思います。

以上です。よろしいでしょうか。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 この場で、もし分かればなんですが、今年度の空き家解体が何件あったかというのが、もし分かれば教えてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

神田課長。

○神田管理課長 今年度でございますね。私が今、把握しているのは、23件でございます。

ちなみに、昨年度が23件ですから、既に今の時点で、昨年度並みまで達しているという状況でございます。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 本年度になって、空き家解体が大分進んで、皆さん、使っていることは、いい状況だと思います。

現在のところ、特定空き家となりそうな物件っていうのは、何件あるかというのは、予想されてますか。

○山根委員長 逸見管理課住宅係長。

○逸見管理課住宅係長 今現在、空き家の相談件数を基に、空き家の現地調査をしています。その中で、喫緊っていうか、管理されてない空き家とか、指導させていただいてる件数は、割と100件以上あります。

その多くは、空き家の解体とか、もしくは修繕とかで解決していますが、いわゆる危険空き家というものについては、それを指導とかに対応できない方、もしくは相続人が確認ができない方について、空き家対策計画に基づいて特定空き家として認定して、行政指導を行うものです。それについて、まだ件数はありません。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

石飛委員。

○石飛委員 最終的に代執行まで至ってないっていうのが事実だと思います。

京都のほうで、空き家税を導入するということが発表されましたが、本市としては、どのようにお考えですか。

○山根委員長 神田課長。

○神田管理課長 空き家税についても、今、本市でどの程度可能か検討しているところでございます。

ただ、本市と京都では、状況が随分異なるという部分もございます。引き続き、情報を集めてまいりたいと思います。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
 以上で、空き家対策に関することの調査を終了いたします。
 次に、「多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について」を議題といたします。
 執行部より説明を求めます。
 登田建設課長。
- 登田建設課長 それでは、多治比川改良復旧工事の進捗状況について、説明します。
 説明資料2を御覧ください。
 なお、この資料は、昨年3月に地元説明会を開催されたときの資料となります。
 一昨年の8月豪雨災害で、多治比川流域において、堤防の決壊や河川の氾濫により、甚大な被害を及ぼしました。
 この事業は、今後、同規模の洪水からの被害を防止するため、広島県が河川の拡幅や堤防のかさ上げなど、改良復旧工事を行うものです。
 2ページをお開きください。
 資料の中ほどにありますスケジュールについてですが、昨年度から測量設計、用地取得などが行われた後に工事を着手し、9年度末に工事完了を目標とした内容となっております。
 3ページをお開きください。
 工事概要ですが、江の川との合流部から竹屋頭首工までの1,100mについては、河床掘削及び河道拡幅、また、西浦川合流部から中原橋の上流までの1,800mは、堤防のかさ上げ及び河道拡幅の予定となっております。
 以上で、説明を終わります。
- 山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
 新田委員。
- 新田委員 今、説明いただきましたが、スケジュールに対して、事業の遅れ等々は生じてないのか、まず伺います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
 登田課長。
- 登田建設課長 県からは、事業については、計画どおり進んでいると聞いております。
 以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありますか。
 新田委員。
- 新田委員 今後、市はどのようにこの事業に関わっていくか、もし、この場で分かれば。
- 山根委員長 答弁を求めます。
 登田課長。
- 登田建設課長 今後については、計画区域内の市道・橋梁などの市管理施設について、施設管理者として、県と取扱いについて協議をしてみたいと思います。
 以上です。

- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山根委員長 新田委員。
- 新田委員 実際、この事業はどのように進んでいくかっていうのが、もし、この場で分かれば、最後、答弁いただきたいんですが。
- 山根委員長 登田課長。
- 登田建設課長 現在、県は測量設計を進めております。それら、完了次第、地域の方々に説明会を開催し、用地取得、工事着手に向けた準備を進めていくと聞いております。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
- 以上で、「多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について」の調査を終了いたします。
- 続いて、報告事項に移ります。
- 「し尿収集手数料の改定について」、報告を求めます。
- 佐々木下水道課長。
- 佐々木下水道課長 それでは、資料3により、し尿収集手数料の改定について、説明をいたします。
- 1の要旨では、し尿収集の課題を整理しています。
- し尿くみ取世帯は、下水道等の普及などにより、減少が続いております。加えて、世帯人員の減少による、1収集箇所当たりの収集量の減少、収集数の顕在化等により、効率的な収集が困難な状況となっております。
- また、今回、くみ取料金の検討をするに当たって、公共下水道等を利用する世帯と、くみ取世帯との間に負担差が生じないように、市民負担の公平性を保つ必要があります。
- 2の現状です。
- 本市の収集運搬は、委託制により実施をしています。
- 現行の単価はリッター当たり14.65円となっております。
- 3の改定内容ですが、(1)の改定方針については、このし尿処理手数料の算定に当たっては、廃棄物処理法施行令第4条の5に、委託料が委託業務を遂行するに足りる額であることとされており、適正な額の設定、これが原価計算書の算定となります。
- これに基づいた場合、現状で約28円となりますが、2000年6月に現行の14.65円に改定して以降、23年間、料金改定を行っていないことから、本来、大幅な改定となってしまいます。
- これを抑えるため、本年12月使用分から値上げする下水道基本使用料に合わせた額として、現行の手数料を30%値上げをしたいと考えています。
- ただし、下水道処理区内においては、処理開始から3年以内に水洗トイレに改造しなければならないことになっております。したがって、公共

下水道等への切替え推進のため、下水道基本使用料よりくみ取の最低料金が高くなるよう設定をしています。

(2) の改定率の算出については、改定額の最低料金を下水道料金改定後の基本使用料3,630円に合わせた額になるよう、改定率を算出しています。

黒枠で囲っている箇所は、現行料金と改定率約30%値上げの料金を比較しています。

まず、現行の180リッター未満の最低料金は2,900円、その単価14.65円を約30%上げ、19円とし、3,762円となります。現行と比べると、862円の増額です。

市のくみ取料金、下水道市使用料ともに新料金で比較すると、し尿3,762円、下水道使用料3,630円、差額132円となります。

また、(2) には収集量が一番多い平均的な500リッターで試算した場合の収集手数料を参考例として記載しています。

最後に、今後の予定です。

本年9月議会へこの条例改正を上程し、可決後、2024年1月収集分から料金改定を行います。

今後も、し尿収集手数料については、下水道使用料と同様、3年をめぐりに検証を行い、料金改定を検討していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今の説明で、かなりくみ取されとる世帯が減ってるというのは理解できたんですが、今後、浄化槽設置世帯への普及活動等々も含めて、その辺、もしこの時点で考えがあれば、答弁お願いしたいと思うんですが。

○山根委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木下水道課長 今、下水道浄化槽につきましては、年間約70基から80基整備ができていますので、ある程度、この浄化槽については、住民に周知されているものと考えています。

しかしながら、下水道集合所におきましては、まだ吉田町、八千代町、ここらにつきましては、非常に加入率が悪い、70%ぐらいの加入率となっていますので、そちらのほうに逆に集中して、加入促進をしっかりと行っていきたいと考えています。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「し尿収集手数料の改定について」の報告を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、並びに換気のため、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午前 11時06分 休憩

午前 11時15分 再開  
~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
次に、陳情・要望等の審査に入ります。
「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準見直しについて」の件を議題といたします。
陳情書の内容について、事務局より説明をいたさせます。
藤井事務局次長。

○藤井事務局次長 陳情・要望等の内容について、御説明いたします。
「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて」でございます。
令和5年5月22日、安芸北森林組合代表理事組合長名で提出され、同日、受理しております。

内容は、近年、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性が増している中、令和元年に導入された森林環境譲与税について、林野庁における活用状況によると、着実に活用実績は増加しており、間伐等の森林整備を、今後さらに本格的に進めていくことが必要となっている。

森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう、譲与基準の見直しについて、要望をされているものです。

以上で、陳情・要望の説明を終わります。

○山根委員長 これについて、意見等ある方は、発言を願います。
新田委員。

○新田委員 今、全国的にも問題視されている内容だと認識しております。
安芸高田市から、関係団体から出たということは、もう大きいところだと受け止めないといけないと感じております。

ただ、目的と違った方向性で、大都市圏、例えば横浜市であれば、森林譲与税を市立小中学校の建て替えの改修等々に使われたりとか、大都市圏では、1年間に大体4億円以上のそういった基金が、積むことが可能になってるとか、そういったお金が本来、先ほど次長が説明されたことが、本来の目的ではあるんですが、ほかの方法にも使われようとしていることが事実で、その方向性を、ここ、中山間地に、大変なところに、そういうお金が流れてくるような方向性が望ましいという観点から見ても、国に対して、意見書として出すことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○山根委員長 ほかに発言はありますか。
〔発言なし〕

○山根委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時18分 休憩

午前 11時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて再開いたします。
皆様方の御協議をいただきましたこの陳情・要望について、皆様方の御意見をいただきたいと思えます。

皆様方のこの陳情・要望について、採択についての採決を取ります。
それでは、「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準見直しについて」の件を、起立により採決いたします。
本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 本件を採択することに賛成の諸君の起立多数として認めます。よって、本件は採択することに決しました。

日程を追加して、「意見書の取扱いについて」を議題といたします。

先ほど採択された陳情の取扱いについて、御協議を願います。

意見はありませんか。

新田委員。

○新田委員 先ほど採択、委員会でされたということで、これを基に、安芸高田市常任委員会として、まずは意見書として取りまとめ、国に対して送るべきだと思います。

森林整備をより効果的に推進するためには、広い森林を抱えた地方自治体、いわゆる安芸高田市ですね、しっかり配分いただけるように、国に要望をするということを強く求める内容が必要だと考えます。

以上です。

○山根委員長 ほかに意見はありませんね。

では、お諮りいたします。

意見書の取扱いについては、国に対し、意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議なしと認めます。

なお、意見書の内容については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 提出については、委員、皆さんが賛成ですので、委員会として提出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準

見直しについて」の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、「閉会中の継続調査事項について」御協議を願います。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時27分 休憩

午前 11時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
皆さんからの閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思いま
す。

意見はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今回、3点の調査等を行ったんですが、まず、1点目の空き家対策に関
することというところでは、かなり詳しく執行部からの説明もあり、具
体的には、今年度、23件を解体されたということも、新しい施策の中で
されたということも、去年、また、今年については、積極的に取り組ん
でいらっしゃることも、よく理解できました。

ということであれば、今年度終わりの、来年の3月定例会、もしくは6
月定例会ぐらいに報告を受ける、もしくは所管事務でもう1回詳しく調
査をしていくという方向性が望ましいのではないかと考えます。そこが、
まず1点目。

それから、2点目、有害鳥獣対策に関することということで、先ほど
執行部からの説明で、特にイノシシ対策について、新たなわなで、仮称
イノシシホイホイということで、ざくざく取れるということもちよっと
お聞きしたんで、すごく関心もあるし、どんな手法なんかなということ
が、一頭でもやっぱり多く捕獲して、地域で喜んでいただくような、そ
ういったことができるということで、委員会としても、今の、現状のわ
な、それから、新たなこういったわなの設置後の状況等を、現地調査を
していくような考えの方向性が望ましいと、私は思います。

以上です。

○山根委員長 ほかに、皆さんからの御意見はありませんか。

新田委員。

○新田委員 2番目の多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況についてということも、
資料を基に御説明いただきました。

これは、所管が県ということもありますので、今、現段階では、これ
以上の説明を求める必要はないと判断しておりますので、継続調査は必
要ないというふうに考えます。

以上です。

○山根委員長 最後に、2点目の多治比川についても、御意見はいただきましたけど、
皆様からは、ほかに御意見はありませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 意見なしということで、では、今回、継続調査事項として上がっておりますのは、有害鳥獣対策に関することとなりますが。

では、皆さんに、お手元に配付いたしました案の中の3番目、有害鳥獣対策に関することを継続調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。

また、期間については、次回9月定例会開会前日となります。よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。

ほかに御意見はございますか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら、発言を願います。

〔意見なし〕

○山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。これをもって、第5回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時43分 閉会